

【フラット35】が生まれ変わります！

【フラット35】と【団信】が一つになってリニューアル^(注1)
 (平成29年10月1日【フラット35】申込受付分から取扱開始)

リニューアル¹ 団信特約料の別払いが不要になります

現在

月々の【フラット35】のお支払いとは別に、機構団信の特約料を年1回お支払いいただく必要^(注1)があります。

平成 29 年 10 月～

月々の【フラット35】のお支払いに団信加入に必要な費用が含まれ、特約料のお支払いが不要^(注1)となります。

リニューアル² 保障内容が充実します^(注2)

現在

機構団信の
保障範囲

高度障害

死亡

3大疾病付機構団信の
保障範囲

3大疾病

高度障害

死亡

平成 29 年 10 月～

新機構団信の
保障範囲

身体障害保障

死亡

国内団信初^(注3)

新3大疾病付機構団信の
保障範囲

介護保障

3大疾病

身体障害保障

死亡

追加
国内団信初^(注3)

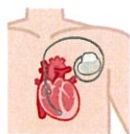
【保障内容の概要】

| | 債務弁済される場合 |
|--------|---|
| 身体障害保障 | 次の両方に該当するとき ・保障開始日以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める1級または2級の障害に該当したこと。 ・同法に基づき、障害の級別が1級または2級である身体障害者手帳の交付があったこと。 |
| 介護保障 | 次のどちらか一方に該当するとき ・保障開始日以後の傷害または疾病を原因として公的介護保険制度による要介護2から要介護5に該当していると認定されたこと。 ・保障開始日以後の傷害または疾病を原因として引受保険会社の定める所定の要件を満たすことが、医師による診断で確定されたこと。 |

保障の内容の詳細については、機構のホームページ (http://www.jhf.go.jp/topics/topics_201703_danshin.html) をご覧ください。

ご利用にあたっては『新機構団信制度申込書兼告知書』に添付される『重要事項説明(「契約概要」「注意喚起情報」「正しく告知いただくために」)』をご確認ください。

保障内容を【高度障害保障】から【身体障害保障】に見直すことで新たに保障対象になる事例^(注2)



例えば……
ペースメーカを植え込み、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されている(1級)



例えば……
人工透析を受けており、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されている(1級)

※()内は身体障害認定の等級

(注1) 健康上の理由その他の事情で新機構団信にご加入されないお客さまも【フラット35】はご利用いただけます。

(注2) 保障内容が変わることにより、現在の機構団信が保障する高度障害状態の一部については、新機構団信では保障対象ではなくなるものがあります。

(注3) 住宅ローンの借入れに際して加入する団信で身体障害状態(身体障害者福祉法に定める身体障害状態)が保障対象となるのは、国内で初めて(平成29年3月31日現在)となります(機構団体信用生命保険地域幹事生命保険会社調べ)。

【参考】【フラット35】の総支払額の比較

新機構団信では、団信の保障内容の充実に加え、団信加入に必要な費用も軽減されます。^(注)

| | ローンの総支払額 | 団信特約料の総支払額 | 総支払額合計 ^{※2} |
|--------------|------------|------------|----------------------|
| 現在 | 約 3,628 万円 | 約 204 万円 | 約 3,832 万円 |
| 新機構団信 | 約 3,797 万円 | 不要 | 約 3,797 万円 |

約
▲35万円

(注) 新3大疾病付機構団信では、借入金利率・返済期間によっては軽減されない場合があります。

試算の前提条件

借入額 3,000 万円、借入期間 35 年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利率※1「現在」:年 1.12%、「新機構団信」:年 1.40%、機構団信（新機構団信）に1人で加入

※1 借入金利率は、試算のために作成した仮の数値であり、実際に借入できる金利ではありません。「新機構団信」の借入金利率は、団信加入に必要な費用が金利に含まれるため、「現在」の借入金利率に0.28%加算しています。

※2 総支払額合計には、融資手数料、物件検査費用、火災保険等は含まれず、別途お客さま負担となります。

【重要】新制度をご利用いただく際のご注意点

1 平成 29 年 9 月 30 日までに【フラット35】をお申込みのお客さま

- 新制度の利用をご希望される場合には、平成 29 年 10 月 1 日以後に改めてお申込みの手続きが必要となります^(注1)。
- この場合、改めてご融資の審査をいたします。取扱金融機関または住宅金融支援機構が改めて審査した結果、従前の審査結果にかかわらず、希望額を減額したり、融資をお断りする場合があります。この場合は、従前のお申込みについても、その審査結果にかかわらずご融資をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 デュエット（夫婦連生）、3大疾病付へのご加入を希望されるお客さま

- 新機構団信のデュエット（夫婦連生）の場合は、新機構団信付きの【フラット35】の「借入金利率+0.18%」でご利用いただけます。
- 新3大疾病付機構団信の場合は、新機構団信付きの【フラット35】の「借入金利率+0.24%」でご利用いただけます。

【デュエット（夫婦連生）の利用可否／新3大疾病付機構団信と新機構団信の比較】

| | 新機構団信 | 新3大疾病付機構団信 |
|-------------|--------------------|---|
| 申込年齢 | 告知日現在、満15歳以上満70歳未満 | 告知日現在、満15歳以上満51歳未満 |
| 保障期間 | 満80歳の誕生日の属する月の末日まで | 3大疾病保障・介護保障は満75歳の誕生日の属する月の末日まで ※ただし、満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは3大疾病保障・介護保障はなくなり、満80歳の誕生日の属する月の末日まで新機構団信の保障となります。 |
| デュエット（夫婦連生） | デュエット（夫婦連生）のご利用可能 | デュエット（夫婦連生）のご利用不可 |

3 健康上の理由その他の事情で団信にご加入されないお客さま

- 【フラット35】のご利用は可能です^(注2)。

(注1) 平成 29 年 10 月 1 日以後のお申込みで【フラット35】Sをご利用される場合は、金利引下げ幅は年▲0.25%となります（平成 29 年 9 月 30 日までのお申込みに適用される年▲0.3%の金利引下げ幅は適用できません。）。

(注2) この場合の借入金利率は、新機構団信付きの【フラット35】の「借入金利率-0.2%」となります。

| | | |
|--|---|--|
|  住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency 〔フラット35 サイト〕 www.flat35.com フラット35 <input type="text"/> <input type="button" value="検索"/> | 【フラット35】サイト QRコード  | お客様コールセンター ハロー フラット35 0120-0860-35 営業時間：毎日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。） ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の番号へおかけください。 048-615-0420 （通話料金がかかります） |
|--|---|--|

- 月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただいております。

〔機構団信特約制度に関するお知らせ〕 2年目以降の特約料から クレジットカード払いがご利用いただけます

- 2年目以降の特約料のお支払について、従来の年1回の一括口座振替に加え、クレジットカード払いがご利用いただけます。

※お客さまから「1年分まとめたお支払は特約料の金額も大きくなり、忘れた頃に引き落とされるので払いにくい。」との声が寄せられていました。

- ご利用可能なお支払回数は、一括払い、2回払い、ボーナス一括払い又は分割払い(3回払い、6回払い、10回払い又は12回払い)のいずれかです。

※ご利用になるカード会社によりご利用いただけないお支払回数があるほか、お支払回数によっては、ご利用になるカード会社が定める手数料をお支払いただく必要があります。また、ボーナス一括払いについては、カード会社が取扱期間を制限していることなどによりご利用いただけない場合があります。

- 下記のいずれかのマークがあるクレジットカードがご利用いただけます。



- クレジットカード払いをご希望の方は、次のURLからご申請ください。

団信カード払い専用サイト <https://www.jhfdc.jp/>

〔ご留意いただきたい事項〕

- ・クレジットカード払いをご申請いただけるのは、住宅ローン資金をお受け取りになった後になります(クレジットカード払いの手続については裏面をご覧ください。)
- ・クレジットカードでお支払いただけるのは2年目以降にお支払いただく特約料です。1年目の特約料にはご利用いただけません。
- ・インターネットを利用できる環境がない場合は、下記の「お客さまコールセンター(団信カード払い専用ダイヤル)」にご連絡ください。クレジットカード払い申請書をお送りしますので、郵送にてご申請ください。

クレジットカード払いに関するお問い合わせ先

お客さまコールセンター(団信カード払い専用ダイヤル) 0120-0860-91(通話無料)

【営業時間】 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休業)

・上記番号がご利用いただけない場合(PHSなど)は、次の番号におかけください(通話料金がかかります。)
03-6416-1701

・お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承ることを目的として、録音させていただいております。

機構団信特約制度についてのお問い合わせ先

お客さまコールセンター(団信専用ダイヤル) 0120-0860-78(通話無料)

【営業時間】 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休業)

・上記番号がご利用いただけない場合(PHSなど)は、次の番号におかけください(通話料金がかかります。)
048-615-3311

・お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承ることを目的として、録音させていただいております。

【 機構団信特約料のクレジットカード払いの手続の流れ 】

1年目の特約料のお支払

- ・1年目の特約料は住宅ローンの資金受取日にお支払いいただきます(1年目の特約料のお支払にはクレジットカードはご利用いただけません。)
- ・団信加入者のみなさまに特約料の振替口座をご登録いただきます。
※2年目以降の特約料についてクレジットカード払いをご希望のお客さまであっても、いったん口座振替依頼書をご提出いただきます。

2年目以降の特約料の支払方法について

口座振替を希望

特に必要な手続はありません。

特約料の口座振替

事前に、振替金額及び振替日のお知らせはがきを送付します。

振替日にご指定いただいた口座から特約料の振替を行います。

<その他>

特段のお届けがない限り、翌年以降も特約料のお支払は口座振替により行います。

クレジットカード払いを希望

資金受取後、Webまたは書面によりご申請ください。

- ※ 申請期限は資金受取月(資金受取日の属する月の毎年の応答月をいいます。)の前月の第1営業日までです。
- ※ 表面記載の団信カード払い専用サイトからご申請ください。書面によりご申請いただく場合は、表面記載の「お客さまコールセンター(団信カード払い専用ダイヤル)」にご連絡ください。

カードによる特約料のお支払

事前に、クレジットカードでお支払いいただく特約料額及びカード利用日のお知らせはがきを送付します。

- ※ カード利用日は、機構がカード会社にカード利用限度額やカードの有効性を確認する日で、資金受取月の翌月の第6営業日となります。
- ※ お客さまがカード利用代金をカード会社に支払う日は、ご利用されるクレジットカードにより異なりますので、カード利用明細等によりご確認ください。

カード利用代金のお支払

ご指定いただいた支払回数で、カード会社に対してカード利用代金をお支払いいただきます。

- ※ご利用になるカード会社によりご利用いただけないお支払回数があるほか、お支払回数によっては、ご利用になるカード会社が定める手数料をお支払いいただく必要があります。
- ※ボーナス一括払いについては、カード会社が取扱期間を制限していることなどにより、ご利用いただけない場合があります。

<その他>

特段のお届けがない限り、初めに登録したクレジットカード及び支払回数により翌年以降も特約料をお支払いいただきます。